

ピチピチ 消費生活だより

今回の トラブル

「分電盤の点検に行きます」 という電話に注意！

～点検後に業者から分電盤の交換工事を迫られた事例～



事例

電力会社に委託されたと言う業者から「分電盤の点検をする」と電話があった。

後日訪問してきて、点検後に「すぐに交換しないと漏電して危険である」と言われ不安になり、25万円で契約した。

しかし、後から思い返してみると点検と言いながらカバーを開けた程度だった。念のため電力会社に確認したところ「当社とは関係がない」と言われた。不審なので解約したい。

すぐ交換しないと…
漏電して危険！



POINT



- ・電話等で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。
- ・点検させたとしてもその場では契約せず、十分に検討しましょう。
- ・分電盤等の電気設備は、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられており、法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員が来ます。
- ・訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリングオフできます。
- ・困ったときは早めに消費生活センターにご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109
(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市内在住の方(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

